

平成 24 年度除染技術実証事業公募要領

1. 目的

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に由来する放射性物質による環境の汚染に対応するため、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が施行され、国は、除染、汚染廃棄物の処理、汚染土壌の減容化等の技術開発等を実施することとされた。

本事業では、今後の除染や汚染廃棄物の処理等に活用し得る技術について実証試験を行い、その技術・原理で処理を行うことによる除染の効果、経済性、効率性等について広く知らしめることにより、同様の技術の普及や処理の推進に資することを目的とする。

2. 対象となる実証実験

本事業は、その目的に照らし、以下の要件を満たしている実証実験を対象とする。

- ① 自ら又は第三者により、同じ原理や手法による実証実験が行われていないこと。
- ② 施設内等で行い得るような規模の実証試験を想定するが、実用の除染・汚染廃棄物処理技術としての活用が期待できること。
- ③ 国等が行う他事業において実施中又は終了したものではないこと。
- ④ 既に原理が解明されていること。
- ⑤ 同分野の一般的な方法との比較検討が行われるものであること。
- ⑥ 実証事業の主たる実施場所を確保していること。
- ⑦ 実証の実施又はその成果の活用が新たな環境負荷の増大につながらないこと。
- ⑧ 単に既製の設備備品の購入や試験設備制作を目的とするものではないこと。
- ⑨ 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業により賄うことを想定しているものではないこと。
- ⑩ 除染電離則又は除染電離則ガイドラインに準じた放射線被ばく管理が行われていること。

3. 採択件数

15 件程度

4. 予算

- (1) 1 件あたりの金額は 2,100 万円（税込）を上限とする。ただし、超過分を請負者が負担することにより、これを越えることは妨げない。
- (2) 本事業が対象とする事業費の範囲は、人件費、機械装置費（原則リースによること）、消耗品費、外注費、報告書作成費、旅費等とする。
- (3) 事業費の支払いは、事業完了後になることに留意すること。

5. 実施期間

事業実施期間は契約締結日より平成 25 年 3 月 29 日（金）までとする。

6. 応募者の要件

応募者は、次に掲げる条件を満たしている者であること。なお、本業務においては、共同提案及び共同実施を行うことができる。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成 13 年 1 月 6 日環委会第 9 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成 22・23・24 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）¹の「役務の提供等」の「調査・研究」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (5) 次の要件をすべて満たす放射線管理責任者を配置していること。なお、配置予定の放射線管理責任者について、直接的かつ恒常的な雇用関係は必要としない。
 - ① 第 1 種放射線取扱主任者免状若しくは第 2 種放射線取扱主任者免状を有する者又は次に掲げる専門教育機関等の講習を受けた者
 - イ 独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース（旧：放射線防護基礎過程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧 R I ・放射線初級コース、旧 RI ・放射線上級コース
 - ロ 独立行政法人放射線医学総合研究所が行う放射線防護課程、ライフサイエンス課程
 - ハ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース
 - ニ 財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座
 - ホ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習
 - ② 放射線管理の実務経験が 1 年以上の者
- (6) 業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を自ら行うものであり、再委任していないこと（再委任等により外注が認められているものは、業務に付帯する分析、印刷等であり、その費用の合計額は、原則として、直接費（人件費及び業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の 2 分の 1 未満であること）
- (7) 実証試験の遂行に足る技術的能力、財務的基礎を有すること。
- (8) 実証試験に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び能力を有すること。
- (9) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

¹ 本資格の応募方法は、以下のサイトを参照すること。

<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

7. 場所

実証試験の実施場所は、請負者が決めること。その際に必要な調整（自治体との調整を含む。）は、請負者が行うこと。

8. 応募方法

- (1) 実証試験の募集に応募する者は、申請書（応募票（様式1）、配置予定技術者等（様式2）及び添付資料）を、次に従い、提出すること。

提出期限：平成24年8月31日（金）17:00

提出場所：100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省除染チーム 技術実証事業係

提出方法：郵送（提出期限に必着するものとし、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）。なお、持参は受け付けないので、事前に時間的猶予をもって準備を行うこと。

提出部数：3部

- (2) 申請書（応募票、配置予定技術者等）は、以下の事項に留意して記載すること。

(a) 応募票

- ・対象事業分野名は、次に掲げるいずれかの分野であることを明らかにすること。

① 除染作業効率化技術

除染に要する作業時間の短縮、コストの低減、作業の容易化に資する技術

② 土壌等除染除去物減容化技術

除染によって発生する放射性物質により汚染された土壌、植物、がれき等除去物を効率的に減容化することに資する技術

③ 放射性物質に汚染された廃棄物の処理技術

放射性物質により汚染された廃棄物の処理（収集・運搬、保管、減容化等の中間処理、最終処分）の効率化等に資する技術

④ 排水の回収、処理関連技術

除染によって生じる排水の回収、処理に関連する技術

⑤ 除去物の運搬や一時保管等関連技術

除染によって発生する放射性物質により汚染された土壌、植物、がれき等除去物の運搬や保管に資する技術

⑥ 除染支援等関連技術

①～⑥には含まれないが、除染・汚染廃棄物処理を効率的、効果的に実施していくために有効な技術

- ・実施代表者は、本業務の業務内容に精通し、実際に業務遂行に責任を有する者とする

- ・「実施の内容」（様式1-2）には、9.(1)に掲げる審査基準に従い、以下の事項について、簡潔明瞭かつ具体的な根拠を伴い記載すること。抽象的な内容（「丁寧に

施工する」、「共通仕様書や特記仕様書による」等)の提案は評価されないことに留意すること。

①実施内容と成果目標

②実証の進め方(放射性廃棄物が生じる場合にはその処理方法を含む)

③新規性

④実用性(除染・減容化等がなされる原理を明記すること)

⑤実施体制

- ・「実施の内容」(様式1-2)は、A4用紙3ページ以内とすること。仮に、提案が規定枚数を超過した場合は、資料順に規定枚数までの内容で評価する。
- ・文字サイズは10.5ポイント、文字色は黒とし、装飾文字を使用しないこと。
- ・応募票を補完する参考資料(図表、写真、文献の抜粋等)を添付する場合は、A4サイズ片面3枚以内とすること。なお、評価の対象は技術提案書に記載された内容で行う。

(b) 配置予定技術者(様式2)

- ・放射線管理責任者について、6.(5)に掲げる基準を満たすことが判断できるよう、当該者の資格、雇用関係、他工事の従事状況等を記載すること。
- ・提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、6.(5)に掲げる基準を満たす複数の候補者を記載することもできるが、その場合、審査においては、候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価することとなる。

(3) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 申請書等は、返却しない。

(5) 提出期限以降における申請書等の差し替え、再提出等は認めない。

(6) 申請書等の提出時において6.(4)の資格を受けていない者であっても、申請中であることをもって、申請書等を提出することができる。この場合、仮に申請が却下された場合は、応募資格がない者として扱われる。

9. 審査

(1) 提案された申請書等は、外部の有識者により、一次審査(書類審査)及び二次審査(口頭審査)により、以下の審査基準に基づき総合的に審査を行う。

①目標の妥当性

- ・目標の必要性が、政策的ニーズ・社会的ニーズを踏まえて示されており、課題の設定が本事業の趣旨に適合しているか。
- ・対象とする技術に関する最近の動向や問題点を正確に把握し、除染・減容化等の処理の目標値を記載するなど、目標が適切に設定されているか。

②進め方の妥当性

- ・実証の進め方（手順、手法）が適切であり、目標達成のための具体的手法等が記載されているか。
- ・実証を実施するために必要な体制、施設・設備等が確保されているか。（放射線管理に係るものを含む）

③新規性

- ・類似の研究、調査等が既になされていないか。

④実用性

- ・除染・減容化等がなされる原理が明記されているか。
- ・実用的なシステムになる可能性があるか。
- ・実用化する場合の課題を適切に把握しているか。
- ・経済性・費用対効果に優れているか。

⑤応募内容が、本募集要項に規定している条件（2「対象となる実証実験」、4「予算」、6「応募者の要件」等）を満たしているか。

- (2) 審査及び評価の公平性を保つため、一連の選考は非公開で行うこととし、審査委員についても公表しない。また、審査の経過に関する個別の問い合わせについては受け付けない。
- (3) 応募者、実証試験の内容等が、審査委員と個別の関係がある場合、当該審査委員は、当該実証試験に関する審議には関与しない。
- (4) 一次審査の結果、二次審査の対象となった者に対しては、メール又は郵送にて、日時、場所等について通知することとする。なお、二次審査の対象とならなかった者に対しても、その旨メール又は郵送にて通知することとする。
- (5) 二次審査の日時、場所（東京 23 区内を想定）については、別途、連絡する。二次審査の進め方等についても別途連絡することとするが、原則として、10 分間の口頭発表及び 5 分間の質疑応答を想定している。
- (6) 二次審査の出席者は、実施代表者を必ず含め、実際に業務を遂行する者であって、業務の内容の説明が可能な者を含め最大で 3 名以内とする。
- (7) 二次審査が終了した段階で、速やかに、メール又は郵送にて通知を行うとともに、その結果を環境省のホームページ等で公表する。
- (8) 上記の審査事項を遵守しない場合は、審査条件に違反したものとして、審査を無効とすることがある。

10. 契約手続

- (1) 環境省と選考された者との間では、「役務の提供等（調査・研究）」に係る請負契約を締結することとなることから、契約に必要な資料の提出に協力すること。
- (2) 本事業によって得られた情報については、原則、すべて公開となることから、特許等知的財産に関する調整事項がある場合は、契約時に調整を行うこと。

1 1. 結果の公表

- (1) 実証試験の終了後、応募者は環境省担当官の指示に従い、実験結果を取りまとめること。なお、報告資料に記載する項目は、少なくとも、以下に示すものとする。
- ・実証試験実施体制（従事者の配置、役割分担等）
 - ・実証試験実施場所の概要
 - ・実証試験に使用した技術の概要
 - ・実証試験の実施方法
 - ・実証試験の結果（効果、費用、効率性・安全性、比較検討結果等）
 - ・課題等
- (2) 本実証試験の成果は環境省に帰属することとし、学会発表等を行う場合は、事前に環境省担当官と相談すること。

1 2. スケジュール

- ・平成24年8月31日 公募の締め切り
- ・平成24年9月中 一次審査（書類審査）及び二次審査（口頭審査）
- ・平成24年10月～ 実証事業の実施
- ・平成25年3月 結果取りまとめ、実証試験結果の評価を実施

1 3. その他

- ・本事業において装置、設備（固定資産）を購入した場合は、事業終了後に請負者の負担により速やかに処分すること。

1 4. 問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省水・大気環境局 除染チーム 技術実証事業係
TEL：03-3581-3351（内線 6495）
FAX：03-3581-3505